

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
上越市吉川体育館	上越市吉川区原之町 1819番地1	アリーナ	897.80 (旧967.30)	令和4年4月1日
上越市三和西部スポーツハウス	上越市三和区下中 3335番地8	体育館	450.00 (旧585.00)	令和4年4月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長崎地区多目的共同 利用施設	上越市大潟区長崎58 番地1	多目的ホール	85.90	平成31年4月1日
つちはし保育園	上越市土橋2455番地	遊戯室	279.00	令和4年4月1日
直江津保育園	上越市西本町四丁目 17番6号	遊戯室	340.40	令和4年4月1日
船倉地域生涯学習セ ンター	上越市安塚区上船倉 804	体育館	569.00	令和4年4月1日
安塚克雪管理センタ ー	上越市安塚区円平坊 234番地2	集会室	102.00	令和4年4月1日
横住総合交流促進セ ンター	上越市浦川原区横住 124番地	交流室 大会議室	49.58 132.50	令和4年4月1日